アスベスト関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号45）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年９月２日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について  １．教室の天井裏にアスベストが存在していることがわかる資料  ２．空調機の施工時にアスベストの飛散が無かったことが分かる資料  ３．天吊りプロジェクタを施工する際にアスベストの飛散が起きる根拠が分かる資料  ４．各教室に導入予定である台座付テレビの仕様および金額が分かる資料  ５．天吊りプロジェクタではなく台座付テレビを教室に導入しようとした経緯および意思決定の経緯が分かる資料  府立○○高校について  １．教室の天井裏にアスベストが存在していることがわかる資料  ２．空調機の施工時にアスベストの飛散が無かったことが分かる資料  ３．天吊りプロジェクタを施工する際にアスベストの飛散が無かったことが分かる資料  府立高校について  １．各教室に天吊りプロジェクタではなく台座付テレビを導入している学校が分かる資料 |
| 実施機関  の決定 | 令和２年９月16日付け施財第3035-2号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  作成または取得していないため、管理していない  【備考】  　本決定は、府立○○高校について１、２、３および府立○○高校について１、２、３ならびに府立高校について１にかかるもの |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年９月17日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書「○○高校」１．ないし３．について、当該高校校長がアスベストの存在を理由として天吊りプロジェクターの設置ができない旨、再三に亘って説明しているため、アスベストが存在していることは間違いない。よって、資料を公開すること。  請求文書「府立高校」１．について、少なくとも○○高校は令和２年９月16日付け施財第3035-1号で決定されたとおり、液晶ディスプレイを購入しているため、資料が存在しないことはあり得ない。よって、資料を公開すること。  （なお、「テレビ」という表現が好ましくないのであれば、「液晶ディスプレイ」あるいは「液晶モニター」と表現を改めるものとする） |
| 弁明書 | | 本件公開請求のうち、両校に係る１．については、次の理由による。  　府立学校のアスベスト含有吹き付け材使用状況については、平成17年度に全府立学校を対象に実施した「府立学校建築物等使用建材調査」により、アスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライトの３種類）含有吹き付け材の使用が判明 |
| 弁明書 | | した全ての府立学校において、平成18年度までに対策工事（除去等）を実施した。その後、平成20年度より、新たにトレモライト等含め６種類のアスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）検査を要することとなり、これまでの検査でアスベストの含有が認められなかった箇所において、トレモライト等のアスベスト含有検査を実施した。その際、５校の府立高校において、トレモライト等の含有が判明し、平成22年度までに５校のアスベスト除去工事を行った。その後も順次アスベスト除去を実施し、平成30年７月１日時点でアスベスト含有吹き付け材を使用する府立学校は26校となった。  　このことから、アスベスト含有吹き付け材が使用されている府立学校は、別添（省略）「府立学校アスベスト含有吹き付け材使用校一覧」に示す26校であり、この中に府立○○高校および府立○○高校は含まれていないことから、本件公開請求の時点で、両校に係る１．に係る文書は作成しておらず、取得していない。  本件公開請求のうち、両校に係る２．及び３．については、当該部位の建材を分析調査した場合に作成し、取得するものであるから、本件公開請求の時点では作成しておらず、取得していない。  これらのことから、本件公開請求のうち、両校に係る１．、２．及び３．については、本件公開請求時においては作成または取得しておらず、管理していないことを理由として、条例第13条第２項の規定により不存在による非公開の決定をし、請求人に通知した。  府立高校について  本件公開請求のうち、府立学校に係る１．については、本件公開請求時においては作成または取得しておらず、管理していないことを理由として、条例第13条第２項の規定により不存在による非公開の決定をし、請求人に通知した。 |
| 反論書 | | 「弁明の理由」について種々記載されているが、府立○○高校校長が「本校天井裏にアスベストが存在していることを事務長から聞いている」と発言していることが確認されているため、弁明との整合性がとれない。従って、適切に文書を公開すること。  なお、府立○○高校に関する分については、審査請求を行っていない旨附記する。 |
| 判　断 | | １　本件請求のうち、府立○○高校に係る請求１．について  　　当審査会から、実施機関に弁明書の趣旨を確認したところ、実施機関は、平成17年及び平成20年度に、全府立高校を対象にアスベスト含有吹き付け材使用状況を調査しており、除去工事が可能な府立高校については除去工事を完了しているが、アスベスト含有吹き付け材の使用箇所によっては、除去工事を施工できず、飛散防止工事を行うにとどまっているとのことであった。  また、除去工事を行うことができず、飛散防止工事を行っている府立高校について、平成30年７月１日時点の一覧（以下「一覧」という。）を作成しており、これに掲載されている府立高校は26校となっているとのことである。  さらに、平成18年９月１日よりアスベスト含有製品の新たな使用が禁止となり、改修工事等でアスベスト含有製品を使用することができないため、平成20年度以 |
| 判　断 | | 降、調査は行っていないが、実施機関は、一覧に記載された飛散防止工事が劣化していないかを点検し、その対策を行った年度を更新する等、時点修正を行っており、改修工事等において、調査時に発見できていないアスベスト含有吹き付け材使用が判明した場合にも、一覧を更新するとのことである。  実施機関は、このような過程で一覧を作成しているところ、府立○○高校が含まれていないことから、同校の教室の天井裏にアスベストが存在していることがわかる資料が存在しないことは、不合理ではない。  なお、審査請求人は、反論書において、同校校長から、「本校天井裏にアスベストが存在していることを事務長から聞いている」との発言があったと主張するが、この事実が、前記の判断に影響を及ぼすものではない。  すなわち、審査請求手続においては、実施機関の処分について、条例の解釈及び適用に、違法、不当な点がないかを判断するのであり、同校校長の発言の有無及びその当否が、審査請求における判断の対象とはならない。  ２　本件請求のうち、府立高校に係る請求１．について  　　予算が各府立高校に配当された後、予算の使途は、各府立高校の判断によって決められるものであることから、実施機関は、各府立高校がどのような物品を購入し、管理しているかについて必ずしも取りまとめて把握する必要がなく、基本的に、これに関する文書を作成していない。  実施機関が、「各教室に天吊りプロジェクタではなく台座付テレビを導入している学校が分かる資料」を、備品ごとに、どの府立高校が導入しているかを示した文書であると解し、文書が存在しないと判断したことは、不合理ではない。  なお、実施機関は、弁明書において、「本件公開請求時においては作成または取得しておらず、管理していない」と主張しているが、前記のとおり、基本的には文書を作成しないところ、単に本件公開請求時に存在しないことを主張しているものであり、将来において作成することを予定しているものではないと解される。  ３　本件請求のうち、府立○○高校に係る請求２．及び３．、府立○○高校に係る請求２．及び３．について  　　第五３（２）イのとおり判断する。  ４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年９月２日　　同日付け公開請求  ・同月16日　　　　 不存在非公開決定  ・同月17日　　　　　 審査請求  ・同年11月６日　　 弁明書  ・同年12月７日　　 反論書  ・令和３年４月14日　 諮問 |